

「福島市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」、及び「福島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」の一部改正について

1 条例（一部改正）の趣旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等による、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」、及び「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の一部改正（施行日：令和3年7月1日）に伴い、所要の改正を行ったものである。

2 条例の概要

（1）福島市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

児童福祉施設の設備（必要な設備等に関する基準）、運営（事業者が行わなければならない事項や留意すべき事項など、事業を実施する上で求められる運営上の基準）に関する基準を定めている。

（2）福島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

家庭的保育事業等の設備（必要な設備等に関する基準）、運営（事業者が行わなければならない事項や留意すべき事項など、事業を実施する上で求められる運営上の基準）に関する基準を定めている。

3 条例改正の主な内容

（1）福島市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

- ・事業者等の業務負担軽減等を図るために、第5章 雑則、第41条（電磁的記録）を新設し、事業者等における諸記録の作成、保存等について、電磁的記録による対応を認めるもの。

（2）福島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

- ・事業者等の業務負担軽減等を図るために、第6章 雑則、第49条（電磁的記録）を新設し、事業者等における諸記録の作成、保存等について、電磁的記録による対応を認めるもの。
- ・第6条中の用語（「教育」及び「利用乳幼児」）の整理等を行うもの。

4 条例の施行日

令和3年7月1日

※福島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条を改正する規定は「公布の日」から施行。

5 新旧対照表（主な改正箇所）

（1）福島市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

改正後	改正前
<p><u>第五章 雑則</u> <u>（電磁的記録）</u> <u>第四十一条 児童福祉施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u></p>	<p>（新設）</p>

（2）福島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

改正後	改正前
<p data-bbox="264 220 434 252">第六章 雑則</p> <p data-bbox="248 272 434 304">(電磁的記録)</p> <p data-bbox="232 325 1189 788"> <u>第四十九条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u> </p>	<p data-bbox="1234 220 1314 252">(新設)</p>